

募集要項

令和3年8月6日
中小企業庁事業環境部財務課

1. 目的

- 令和3年4月に策定された「中小M&A推進計画」に従い、事業承継・引継ぎ支援センター^{※1}（以下単に「センター」という。）において、M&Aの実務経験を有する人材等の出向を全国公募により民間企業等から受け入れることにより、M&A案件の成約の促進、業務の効率化、事業引継ぎデータベース等（以下単に「DB」という。）の活用促進等を図り、センター事業の一層の活性化を促す。

※1 事業承継・引継ぎ支援センターは、中小企業の円滑な事業承継を促進するため、各都道府県の認定支援機関等が設置する支援機関である。以下の支援を、無料^{※2}で実施している。（別紙参照）

<支援内容>

- 事業承継・引継ぎ（親族内・第三者）に関する相談対応
- 事業承継診断による事業承継・引継ぎに向けた課題の抽出
- 事業承継を進めるための事業承継計画の策定
- 事業引継ぎにおける譲受／譲渡企業を見つけるためのマッチング支援
- 経営者保証解除に向けた専門家支援 など

※2 なお、一部地域では支援内容が異なる。また、専門家派遣による支援等を実施する場合には費用負担が発生することがある。）

2. 応募の資格

- 以下のいずれかの人材（日本国籍を有する者に限る。）を出向させることができる法人①M&Aに関し、フィナンシャルアドバイザーや仲介の実務経験が3年以上ある人材（※実務経験の年数は、他法人等での経験を含む通算で可）②M&Aに関し、金融又は税務、法務等に関する専門的な知識を有し、実務経験が3年以上ある人材（※実務経験の年数は、他法人等での経験を含む通算で可）
なお、上記①②に加え、DBの有効活用等が可能なITスキルを有する人材が望ましい。
※東京都多摩地区のみ、②のうち税理士資格を有する人材に限り募集する。

3. 募集法人数

- 最大6法人程度 ※各法人から1名の出向を想定

4. 出向者勤務地

- 岩手県、新潟県、東京都多摩地区、神奈川県、福井県、大分県

5. 出向期間等

- 令和3年10月から令和4年3月のうち3か月～6か月間
- 週2日以上の勤務（土日祝日を除く）

- ・ 勤務時間は、各センターの運用に準じるものとするが、例えば8時30分から17時00分まで（昼休みは12時00分から13時00分まで）が想定される。

6. 出向者の待遇

- ・ センターを運営する認定支援機関等（以下単に「認定支援機関等」という。）より日給3万円程度を支給することを基本とする。具体的な支給額については、当該人材の能力・経験等を考慮の上決定する。
- ・ 転居費用その他出向に係る諸費用については、原則として認定支援機関等より支給する。具体的な支給額については、国家公務員等の旅費に関する法律等を参考に決定する。
- ・ その他具体的な勤務条件は認定支援機関等の運用等に合わせて決定する。

7. 出向者の業務の内容

- ・ 以下の業務を基本としつつ、具体的な業務内容については、受入れをするセンターの状況や、出向人材の希望等に応じ、中小企業庁と相談の上決定する（※④は必須の業務内容）。
 - ①M&Aの相談対応
 - ②D B等も活用したマッチング業務
 - ③センター担当者等へのM&Aに関する実務面でのアドバイス
 - ④M&A案件の成約の促進、業務の効率化、D Bの活用促進等を図り、センター事業の一層の活性化を促すための提案
- ・ 出向者が業務を行うに当たっては、事業承継・引継ぎ支援事業実施基本要領等を踏まえ、以下について遵守を求めることがある。
 - ①出向時・出向後における秘密保持義務
 - ②出向元が出向先センターの登録民間支援機関等である場合の支援案件の橋渡し先選定への関与禁止等、認定支援機関等の長が利益相反を招かないように講じる執行上適切な措置

8. 応募方法

- ・ 申請書類及び必要な場合は補足資料を、郵送又はメールにて、中小企業庁事業環境部財務課（連絡先は、12.に記載の通り）まで提出。

9. 応募締め切り

- ・ 令和3年9月3日（金）（※郵送の場合は当日消印有効）

10. 選考方法

- ・ 中小企業庁において、申請法人及び出向を希望する当該法人の従業員のM&A支援実績等を踏まえた書類選考を行う。
- ・ その後、希望する地域のセンターを設置する認定支援機関等職員及び当該センターを所管する経済産業局職員による面接を行う。
- ・ なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡があることがある。

11. その他

- ・ 応募書類に記載されている個人情報は、本採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用しない。また、応募書類は返却しない。

1.2. 問い合わせ先

- ・ 中小企業庁事業環境部財務課
担当：高橋、西村
電話：03-3501-5803
メール：zaimuka-jinzaikoubo@meti.go.jp